

日本総研シンポジウム
2020年までに何をすべきか
～持続可能な経済社会の構築に向けて～

「財政再建の選択肢
ルールか
国のかたちの刷新か」

2013年12月9日

株式会社日本総合研究所
調査部 主任研究員
河村 小百合

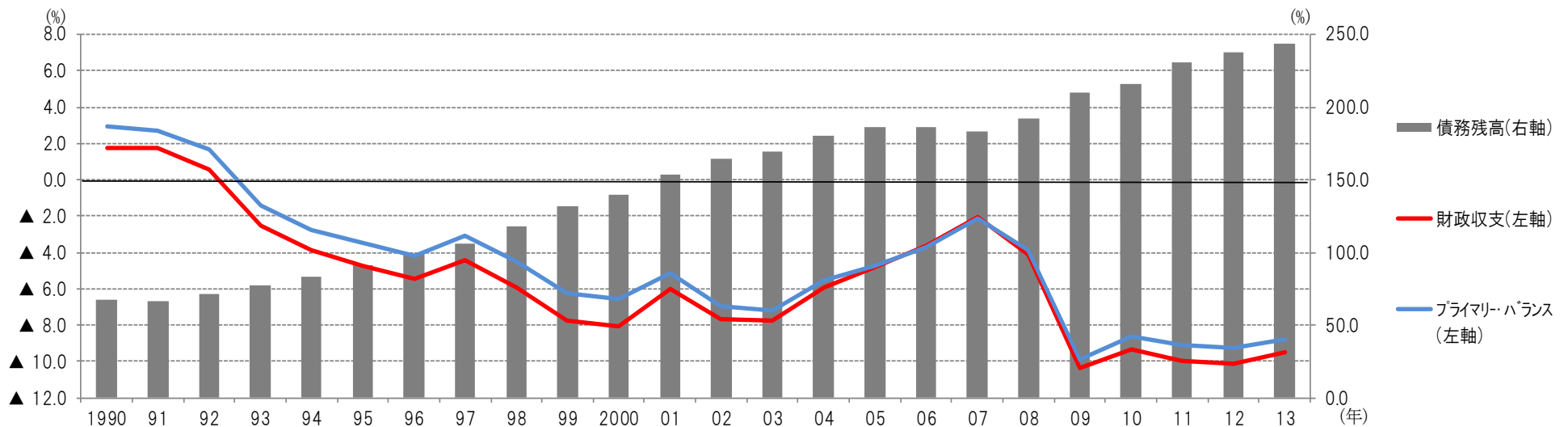
構成

1. わが国財政の現状
2. 財政再建のために残された選択肢とは—2つの方向性
 - (1) プランA—予算ルールと政策評価の徹底
 - (2) プランB—国のかたちの刷新
3. いつから財政再建に取り組めばよいか

1. わが国財政の現状

- わが国の財政事情は、1990年代以降、悪化の一途

(図表) わが国の一般政府グロス債務残高とプライマリー・バランス、財政収支の推移(名目GDP比)

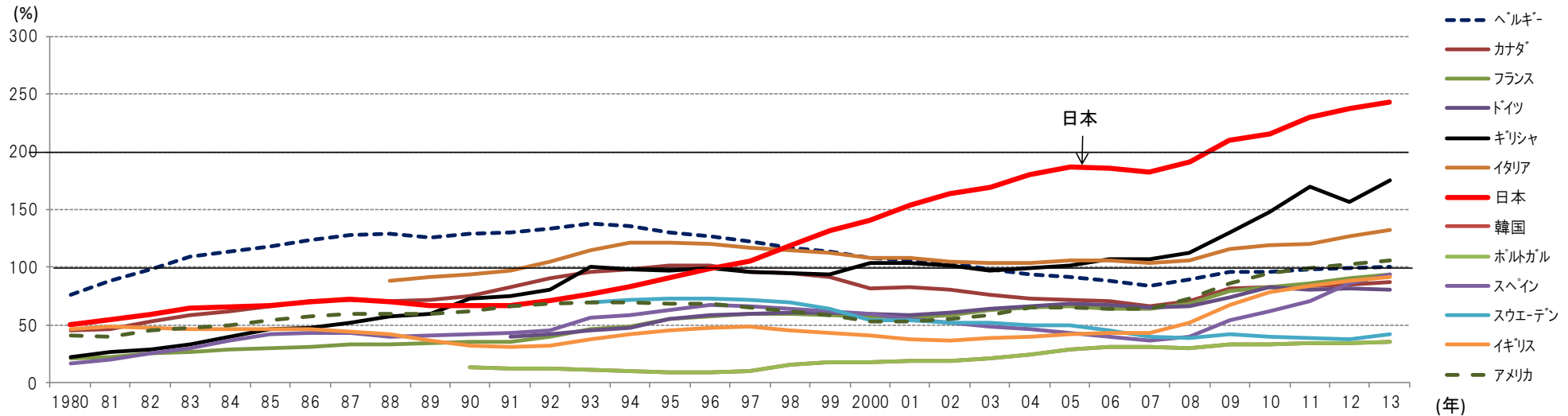


(資料) IMF, World Economic Outlook Database, October 2013を基に日本総合研究所作成。

(注) 2011年以降は、2013年10月時点におけるIMFによる見込み。

• 主要先進国中でみても、わが国の財政は最悪の状況

(図表)先進各国の1980年代以降の政府債務残高規模(GDP比率)の推移



(資料) IMF, World Economic Outlook Database, October 2013

2. 財政再建のために残された選択肢とは—2つの方向性

本シンポジウムにおけるマンデート

「所要緊縮額45兆円」をいかにして実現するか？

- 「毎年度45兆円規模の緊縮」のもつ意味
 (25年度当初予算時点における大まかな歳出・歳入の見取り図)

一般会計規模 92.6兆円

<歳入>

税収	43.1兆円
その他収入	4.1兆円
公債金	45.5兆円

<歳出>

社会保障関係費	29.1兆円
地方交付税交付金等	16.4兆円
公共事業費ほか	24.9兆円
国債費	22.2兆円
うち債務償還費	12.3兆円
利払費	9.9兆円

(1)プランA 予算編成ルールと政策評価の徹底

— 現行の行財政制度のもとで財政再建を達成するには、
いかなる改革が必要か

- 社会保障分野のうちの「年金」、「医療・介護」、および税制面は
＝ 高齢化の進展により、現行制度のままでは不可避の社会保障向け公費負担増を、
制度の抜本改革により、抑制

— 年金 … ▲1兆円強の歳出抑制

— 医療・介護 … ▲1兆円弱の歳出抑制

— 税制 … 1兆円程度の増収

以上のネット・アウトで、▲3兆円の財政収支赤字幅の改善効果



- それ以外の歳出・歳入において、▲40兆円規模の構造的な財政緊縮が必要に

現状整理1：財政再建・財政構造改革に向けてのこれまでの取り組み

①2001(H13)年度 中央省庁等改革

自民党政権下、「橋本改革」、行政改革会議＝実現

- 中央省庁等再編
- 内閣機能の強化(経済財政諮問会議の設置等)
- ガバナンス改革(独立行政法人制度の導入)
- 政策評価制度の導入

②2010年度 予算編成改革の検討

民主党政権下＝実現はごく一部のみ

- 慎重な経済見通しを前提とする財政再建プラン
- 財政再建目標の設定(収支、残高の双方)
- トップダウン型の予算編成、財政運営のルール(ペイアズユーゴー原則等)導入
- 中期財政フレームの策定(向こう3年間の歳出の大枠に対して拘束力あり。「ベースライン」を導入)

現状整理2 : 歳出コントロールに直接的・間接的にかかわる

既存の枠組みと担い手の整理

< 憲法・法制度に基づく取り組み >

- **予算編成** : 各府省＋財政当局～立法府【事前統制】
- **決算検査** : 会計検査院【事後統制】

- **予算執行調査** : 財政当局【事後統制】
- **政策評価** : 各府省(自己評価、予算編成上の全事業が対象【事前】)
総務省(横断的、客観的評価。各府省の政策の一部が対象。【事前】
主務大臣への勧告権限はなし)
- **独立行政法人評価** : 各府省評価委員会(一次評価)
政策評価・独立行政法人評価委員会(二次評価、および中期目標期間
終了時の全事務・事業の見直し＝主務大臣への勧告権限あり)

< 政治的なイニシアティブに基づく取り組み >

- **行政改革** : 行政改革推進会議(特別会計改革、独法改革等)

- **事業仕分け**(民主党政権下、予算編成上の一部の事業)【事前統制】
- **行政事業レビュー**(現政権下、予算編成上の一部の事業)【事前統制】

現状整理3 : 歳出効率化・削減に向けての横断的アプローチと手法

- …何に着目して歳出を削減するのか
- …これまでの実績も踏まえて

<包括的な観点>

- **シーリング** : すべての歳出の伸びに一律に上限を設定
- **ガバナンス改革** : 独立行政法人制度導入(H13年度中央省庁等改革時)
 - 各府省の政策執行のうち、可能な分野について、企業経営方式を導入
 - ①国直轄の事業からの切り出し分と、②旧特殊法人等からの移行分とが存在
 - 主務府省は政策の「企画・立案」、独法は政策の「執行」を担当
 - 政策執行の効率化、民業への移管の促進
 - 過去の政策執行に伴う債務の累積に歯止め、国費投入の縮減を企図
 - 民営化(国鉄、郵政事業、道路公団)も同趣旨の改革で成果
 - 透明性を高め、第三者による政策評価を導入

<個別の観点>

- **調達改革**(随意契約→競争入札へ。競争原理の徹底)
- **受益者負担の拡大**(教育・訓練分野、検査・試験・評価分野)

現状整理4 : これまでの取り組みによる歳出削減効果の例

- **ガバナンス改革＝独立行政法人制度移行を通じての国費投入額の変化**
平成17年度の運営費交付金、補助金の支出額 **3兆3,519億円**
↓ 当初予算ベース、既往ピーク)
平成25年度の運営費交付金、補助金の支出額 **2兆8,960億円**(当初予算)
- 2つの事例 : 国立病院機構
高齡・障害・求職者雇用支援機構
(旧雇用能力開発機構＋旧高齡・障害者雇用支援機構)
- **事業仕分け (民主党政権) 第一弾、第二弾合計で、約▲1.7兆円**
- **行政事業レビュー(現政権下)**
2013年6月レビュー実施 → 2014年度予算概算要求への反映状況 **▲3,069億円**
政府全体の4,906事業(平成24年度一般・特別会計合計)中、
163事業が「廃止」、1,012事業が「段階的廃止」もしくは「縮減」

一定の効果は得られているが、
わが国が直面している「所要財政緊縮」の幅との乖離は大

何が足りないのか？ それは誰の役割か？

①財政運営全体としての「財政制約」の認識

- 財政再建達成をめざして、中期的に政策運営を行う上での「財政制約」
- そのもとでの、当該年度の財政運営上の「財政制約」

②当該年度の「財政制約」を、予算編成上、必ず遵守せしめるためのルール

③当該年度における、財政運営全体としての「財政制約」を、
各政策・歳出分野、各地域に、効果的・効率的に割り当てる意思決定を
行うメカニズム

プランA : 現行制度のもとで、財政再建を確実に達成するために 必要な改革とは一要検討の点

①「財政制約」を何をもって定義するか

- 目標としての「財政再建」を何をもって定義するか
 - 少なくとも、政府債務残高規模(GDP比)の増加傾向を止め、横ばいにすること、ではないか
- そのための「財政制約」を表す指標は「プライマリーバランス(基礎的財政収支)」でよいか(一利払費を含まず)
- 「新発国債発行額」が、わかりやすさ、意味(=財政収支赤字幅に相当。利払費を含む)からも、ふさわしいのではないか

②「財政制約」を中期的な財政運営上、また、毎年度の予算編成上、必ず遵守せしめるための「ルール」をいかに定めるか

- どのレベルでの定義が必要か
 - 政治的合意(「閣議決定」等)で足りるか、法律か、憲法か

③各歳出分野、そのなかでの個別の政策の優先順位を、誰が決めるのか

- 基本的には政治の役割。ただし、すべてを政治で決め切ることが可能なのか
現状よりも相当に厳しい「財政制約」のもと、主務府省＋財政当局による予算編成
過程で、決め切ることができるか
政府内に、細かい優先順位を決定する機能ないし機関が別途、必要かどうか

④各歳出分野、個別の政策の優先順位を、何に基づいて決めるのか

- 各政策のコスト／効果等に関する、事前・事後の客観的な政策評価の強化が
必要ではないか
この「評価機能」は、主務府省の自己評価でよいか
主務府省と同列の立場にある他府省による客観評価でよいか
独立した機関に持たせる必要があるか

⑤各歳出分野、政策の優先順位を、日本の国全体として、全国一律で決められるのか

- この順位を決められたとして、当該政策の執行を、各地方にいかに配分するのかを、
誰が、何に基づき決定するのか

分野別の所要財政緊縮額のイメージ(例)

(図表)IMFが示すわが国の財政調整プランにおける、分野別の所要緊縮額
 (2020年までに、政府債務残高対名目GDP比を確実に引き下げるために必要な、年当たりの緊縮幅)

(+ : 歳出削減もしくは増税幅、▲ : 減税幅を示す)

	IMFが示す 財政調整のオプション (名目GDP比、%ポイント)	2012年度名目GDP 実績値に基づく 金額換算(兆円)
(前提)		
消費税率(%) (現行5%)	15	
法人税率(%) (現行35%)	25-30	
(財政再建の方策)		
歳入		23.7
消費税増税	5.0	23.7
法人税減税	▲ 0.75	▲ 3.6
個人所得税課税ベースの拡大	0.75	3.6
年金給付の課税面での優遇措置の廃止	0.25	1.2
雇用者保険でカバーされる労働者の扶養配偶者からの年金 保険料の徴収	0.25	1.2
雇用者保険でカバーされる労働者の扶養配偶者からの医療 保険上乗せ金の徴収	✓	✓
年金給与税の削減	▲ 0.5	▲ 2.4
炭素税の導入	✓	✓
相続税の引き上げ	✓	✓
歳出		28.4
金融危機対応財政刺激策からの撤退	1.0	4.7
最近の財政刺激策からの撤退	1.0	4.7
社会保障以外の歳出の名目伸び率の抑制(利払費を除く)	2.5	11.9
社会保障支出の年あたり名目伸び率の制限(以下を除く)	1.0	4.7
年金受給開始年齢を67歳もしくはそれ以上に引き上げ	0.25	1.2
富裕層退職者への給付の削減	0.25	1.2
緊縮額合計	11.0	52.2

社会保障
合計で
7.1兆円

(資料) IMF, JAPAN 2013 Article IV Consultation, Country Report No. 13/253, August 2013を基に日本総合研究所作成。

(2) プランB 国のかたちの刷新

- 一 財政制約をかける対象や、財政運営の意思決定を行う主体を、国全体ではなく、「大きな地方政府(州)」単位で行えるように行財政制度を刷新することによって、財政再建を達成できないか

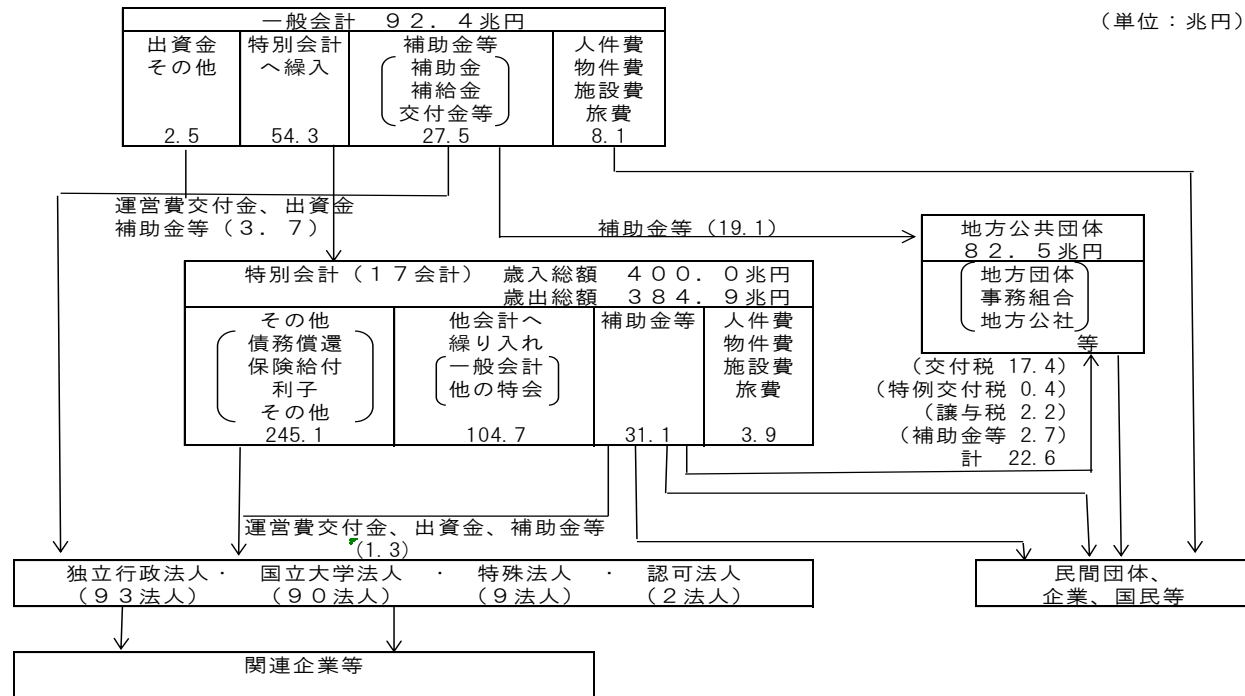
現行の行財政制度の問題点

- ① 国と地方の役割分担と責任分担があいまい
 - 一 例えば、誰の負担で地方の道路を整備するのか
 - 一 交付税措置の付されている地方債は、地方と国のどちらの借金か
- ② 「国における画一的な優先順位」が地方においても優越。
 - 一 個々の地方の事情は反映しにくい
 - 一 「臨時財政対策債」
- ③ 地方が国に依存しがち。自助努力を怠る。
- ④ 地方公共団体間で、税収が偏在～財政力に大きな格差

現行制度における、国と地方の間の財政資金の流れ

- ・国→地方への財政移転には、地方交付税のみならず、補助金、負担金等、様々なものが存在

(図表) 国の一般会計・特別会計から地方公共団体等向けの資金の流れ
(財政投融资を除く、平成23年度当初予算ベース)



(資料) 参議院予算委員会調査室『平成23年度 財政関係資料集』を参考に日本総合研究所作成。
(注) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人の数は、平成23年度に予算措置の対象となった法人数。

国→地方へは、地方交付税以外にも様々な支出

(図表) 国から地方公共団体に支出された主な補助金等
 (平成23年度一般会計、当初予算ベース)

(億円、%)

所管	(目)名	予算金額	構成比
厚生労働省	後期高齢者医療給付費等負担金	29,512	15.4
厚生労働省	生活保護費等負担金	26,044	13.6
厚生労働省	国民健康保険療養給付費等負担金	19,053	10.0
国土交通省等	社会資本整備総合交付金	17,539	9.2
文部科学省	義務教育費国庫負担金	15,666	8.2
厚生労働省	介護給付費等負担金	13,694	7.2
厚生労働省	後期高齢者医療財政調整交付金	9,668	5.1
厚生労働省	障害者自立支援給付費負担金	6,511	3.4
厚生労働省	国民健康保険財政調整交付金	5,361	2.8
厚生労働省	児童保護費等負担金	5,291	2.8
厚生労働省	国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金	5,092	2.7
内閣本府	地域自主戦略交付金	4,799	2.5
厚生労働省	介護給付費財政調整交付金	3,847	2.0
文部科学省	公立高等学校授業料不徴収交付金	2,385	1.2
厚生労働省	国民健康保険介護納付金負担金	2,345	1.2
厚生労働省	障害者医療費負担金	1,991	1.0
厚生労働省	児童扶養手当給付費負担金	1,766	0.9
文部科学省	高等学校等就学支援金交付金	1,482	0.8
厚生労働省	国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金	1,348	0.7
文部科学省	私立高等学校等経常費助成費補助金	976	0.5
地方公共団体等向け補助金等総額		191,417	100.0

(資料) 参議院予算委員会調査室『平成23年度 財政関係資料集』.

(図表)国から地方公共団体に支出された主な補助金等
 (平成23年度特別会計、当初予算ベース)

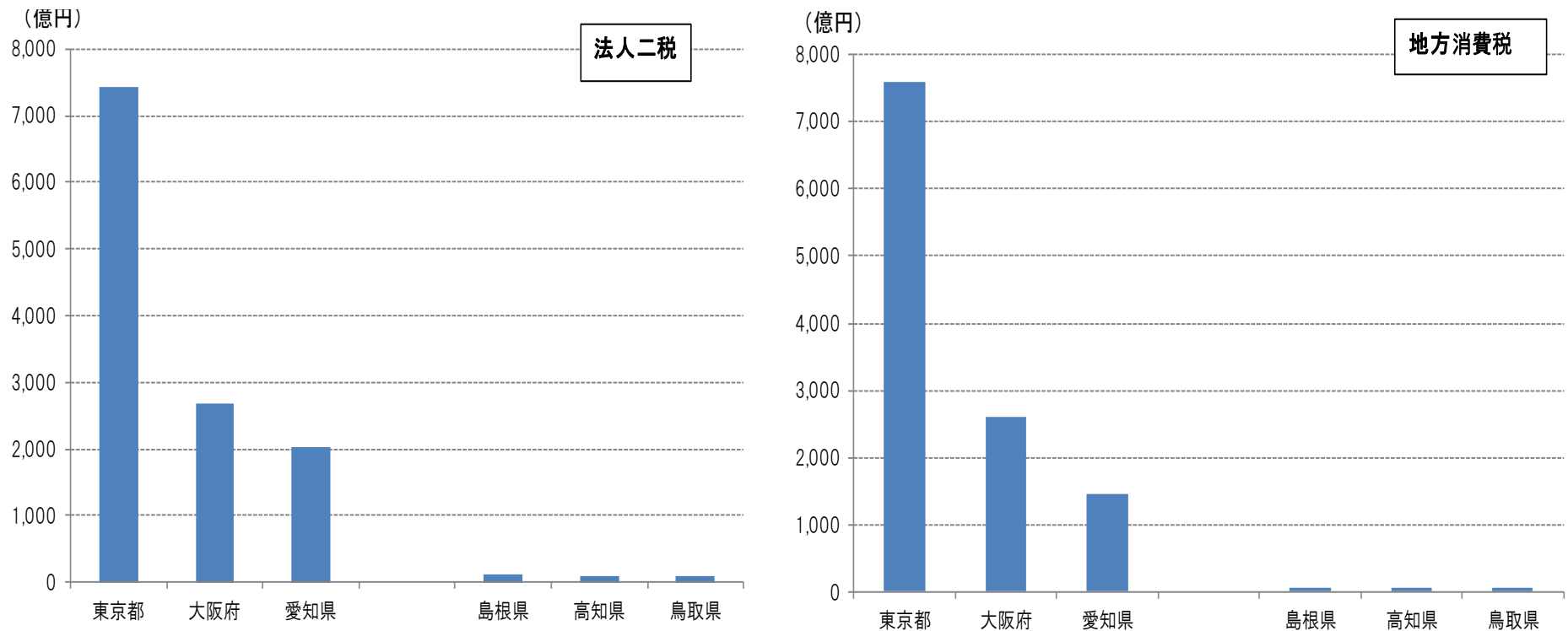
(億円、%)

所管	(目)名	予算金額	構成比
年金	子ども手当交付金	21,209	79.3
エネルギー対策	電源立地地域対策交付金	1,188	4.4
交付税及び譲与税配布金	交通安全対策特別交付金	733	2.7
年金	児童育成事業費補助金	614	2.3
社会資本整備事業	地域連携推進事業費補助	400	1.5
労働保険	生涯職業能力開発事業等委託費	331	1.2
社会資本整備事業	国有資産所在市町村交付金	294	1.1
年金	国民年金等事務取扱交付金	284	1.1
社会資本整備事業	河川総合開発事業費補助	222	0.8
エネルギー対策	電源立地等推進対策交付金	154	0.6
社会資本整備事業	後進地域特例法適用団体補助率差額	147	0.5
社会資本整備事業	港湾改修費補助	119	0.4
エネルギー対策	原子力施設等防災対策等交付金	113	0.4
年金	子ども手当市町村事務取扱交付金	98	0.4
社会資本整備事業	交通円滑化事業費補助	88	0.3
労働保険	離職者等職業訓練費交付金	86	0.3
エネルギー対策	電源立地等推進対策補助金	85	0.3
社会資本整備事業	床上浸水対策特別緊急事業費補助	76	0.3
社会資本整備事業	治水ダム建設事業費補助	74	0.3
エネルギー対策	石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	0.2
地方公共団体等向け補助金等総額		26,736	100.0

(資料)参議院予算委員会調査室『平成23年度 財政関係資料集』.

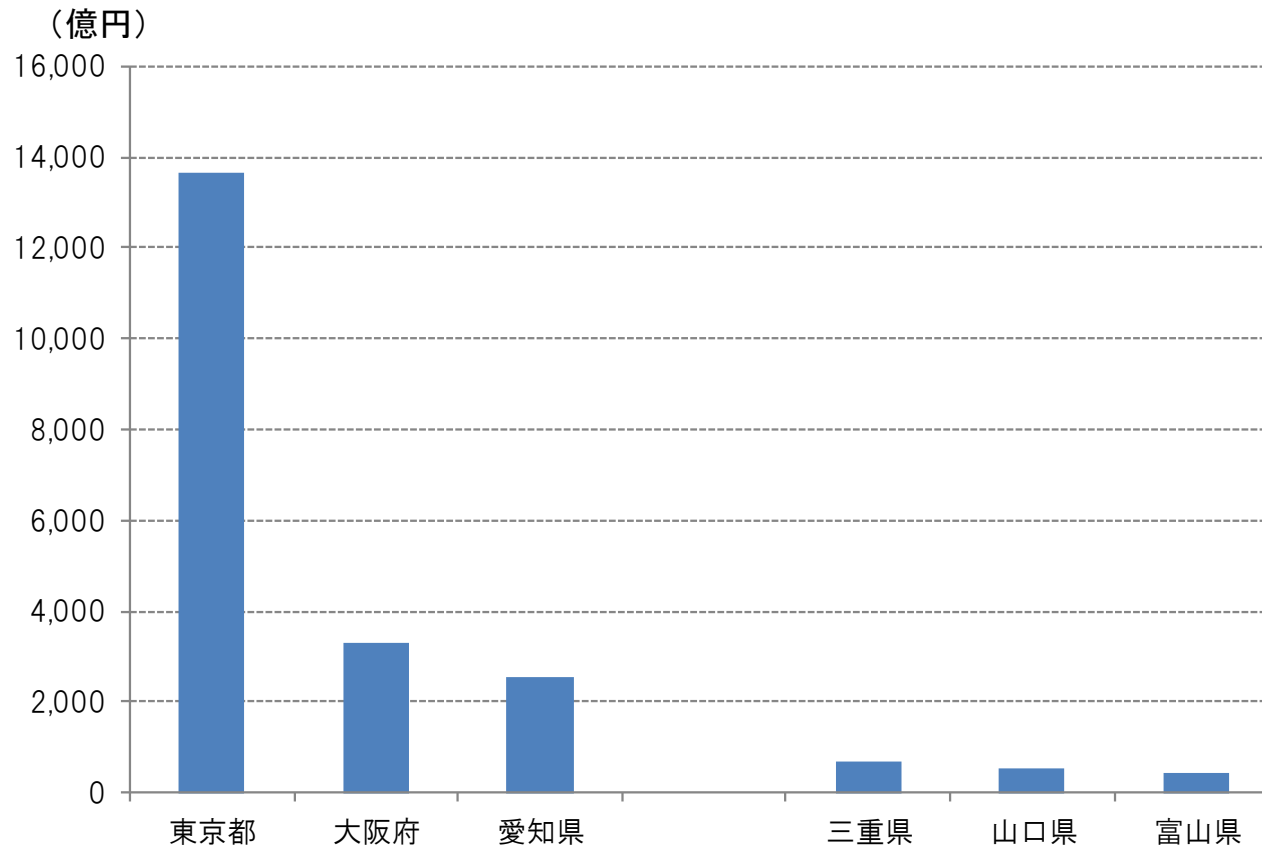
地方公共団体間での税収の偏在の実情

(図表) 都道府県の法人二税と地方消費税の税収の比較
(各上位3都府県と下位3県)



(資料) 総務省『平成23年度 都道府県決算状況調』を基に日本総合研究所作成。

(図表) 都道府県の積立基金残高の比較
 (各上位3都府県と下位3県)



(資料) 総務省『平成23年度 地方財政状況調査』開示データを基に日本総合研究所作成。

「刷新」のポイント

― 国のかたちをいかに組み替えるのか

① 国(中央政府)の役割は、必要不可欠なものに限定

- ― 従来による「企画・立案」機能の大部分は州政府に移し、州がこれらの歳出の意思決定主体に

② 歳出面で新たな役割分担に見合うように、歳入(税源)を再配分

- ― 「州：応益原則」、「国：所得再配分」を基本に
- ― 法人課税を中心に、州間での水平的な調整メカニズムを導入

③ 財政制約は、基本的に州政府単位で負わせる形

- ― 州の資金調達は、自己責任で、財政制約を明確に認識しつつ行う形
- ― 国家の信用力の源泉＝徴税力
 - 新体制下の州政府は、十分な信用力の源泉を得ることに
 - 国(中央政府)に帰属する税収は限定的
 - 地方が国に安易に支援を求めることは不可能な仕組み

④ 既発の国債は、国(債務管理庁設置)で別途管理

次世代の国づくり

試算の前提1 : 国と地方の役割分担

ここでは、以下の区分によって試算
(様々な異論がもちろん、あり得る。活発な議論を！)

<国の役割>

外交・対外交渉(国際金融、貿易通商関係)、防衛、通貨・金融、エネルギー・原子力、
法務・矯正、社会保障(憲法が保障する「年金」、「生活保護」のみ)、
国民の生命の安全にかかわる自然科学的な規制分野(土木、建設、食品衛生)、
科学技術、高等教育(大学～)

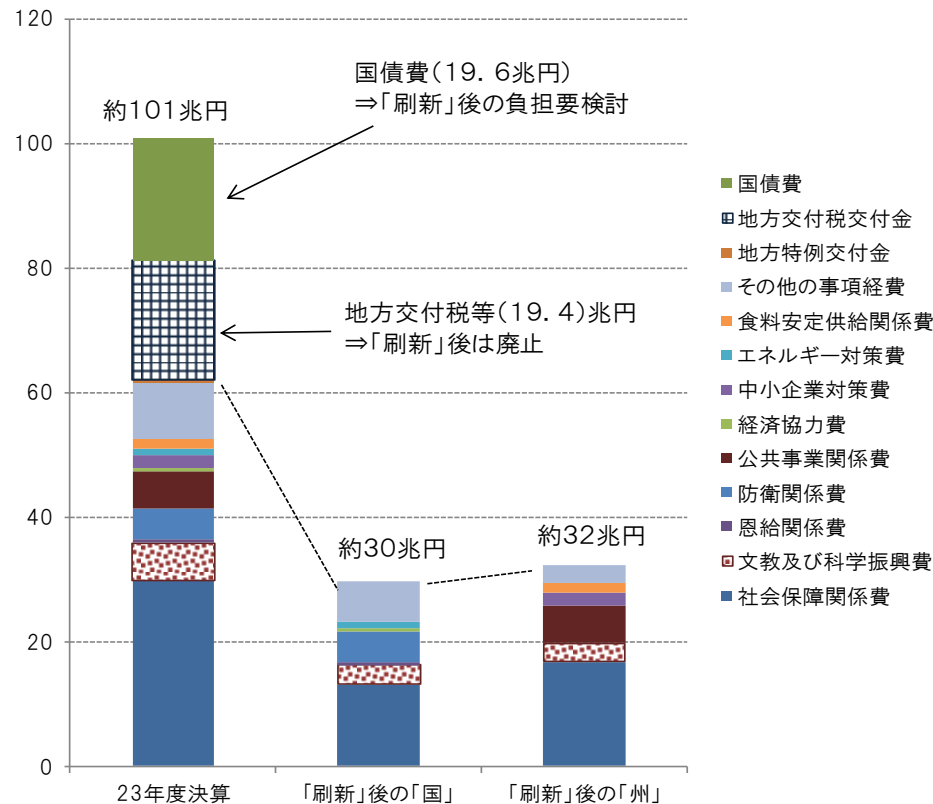
<州の役割>

上記以外の社会保障(医療保険、介護保険、子育て支援等)、義務教育、
高等教育(~高等学校まで)、警察、消防、
社会科学的な規制分野(交通、通信、住宅・都市計画等)、産業政策、雇用、
公共事業、農林水産、生活サービス(上下水道、公衆衛生)、環境、消費者保護

「刷新」後の歳出の姿

- 前提1の役割分担に従えば、「刷新」後の歳出(国債費を除く)は、「国」と「州政府」に、おおむね以下のような形に配分(平成23年度決算計数ベース)

(図表)国の一般会計の歳出を「刷新」で組み替えた後の州政府とのおおまかな配分
(兆円)



(資料) 財務省主計局『平成23年度一般会計歳入歳出決算』国立印刷局、2012年11月16日、各府省・独立行政法人資料等を基に日本総合研究所作成。

試算の前提2：「大きな地方(州)政府」の切り分け方

ここでは、以下の7州に区割りする前提で試算
 (様々な異論がもちろん、あり得る。活発な議論を！)

①北海道・東北

(図表)7つの州政府別の人口・面積

②関東(除く東京)

③東京

④甲信越・中部・北陸

⑤関西

⑥中国・四国

⑦九州・沖縄

	人口 (人)	面積 (平方キロ)
北海道・東北	14,842,055	147,314
関東	29,444,674	30,132
東京	13,159,411	2,104
甲信越・中部・北陸	23,570,546	65,993
関西	20,903,173	27,092
中国・四国	11,540,710	50,611
九州・沖縄	14,596,783	41,874
全国合計	128,057,352	365,120

(資料)総務省『平成23年度 財政状況資料集』
 各団体のデータを基に日本総合研究所作成。

試算の前提3 : 国と地方の間での税収の配分

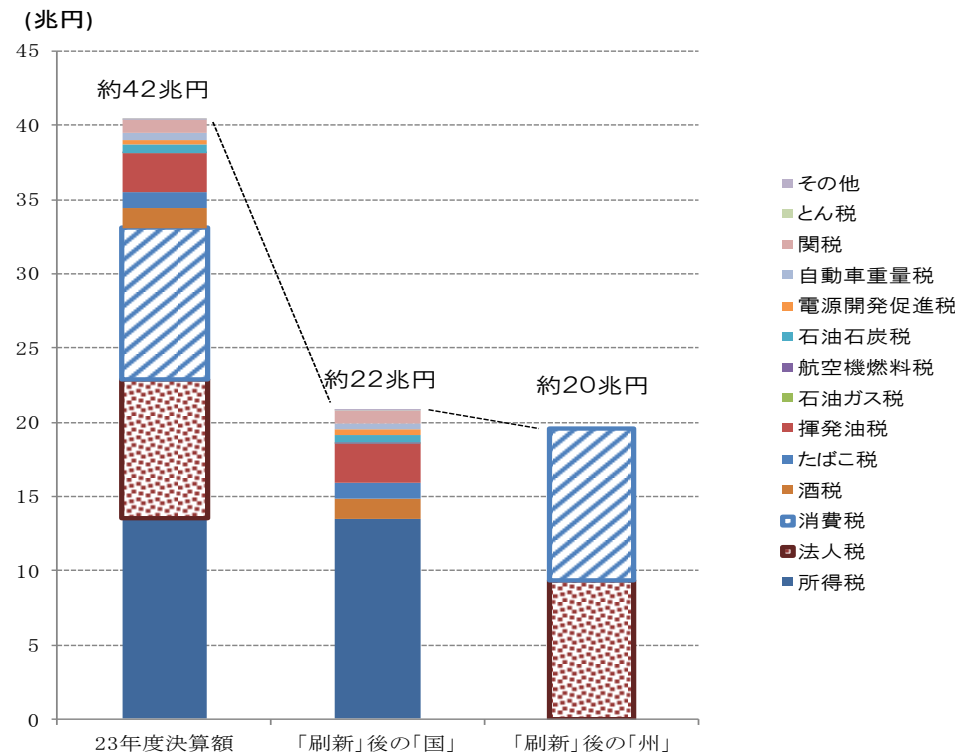
- 従来の「国」の役割が、「刷新」後は、「国」と「州政府」とで、このように役割分担され、歳出規模が大きく変化することに鑑み、
- ここでは、従来の国税・地方税のうち、
 - ①「国税・法人税」と「都道府県税・法人二税」を統合し、財政力見合い(面積)で水平調整し、各州政府に配分
 - ②「国税・消費税」と「都道府県税・地方消費税」を統合し、人口・財政力(面積)見合い(各5割)で水平調整し、各州政府に配分
 - ③従来の「国税・所得税」は、所得再配分の観点から、そのまま国税に
 - ④従来の「都道府県民(個人)税」、「市町村民(個人)税」、「市町村民(法人)税」、「固定資産税」、「都市計画税」は、応益原則に鑑み、そのまま地方税に
 - ⑤その他の国税は、そのまま国税に

(様々な異論がもちろん、あり得る。活発な議論を！)

「刷新」後の国（中央政府）歳入の姿

- 前提3の税収の配分に従えば、従来の国の歳入（租税のみ。印紙収入を除く）は、「刷新」後、「国」と「州政府」に、おおむね以下のような形で配分されることに（平成23年度決算計数ベース）

（図表）国の一般会計の租税収入を「刷新」で組み替えた後の州政府とのおおまかな配分



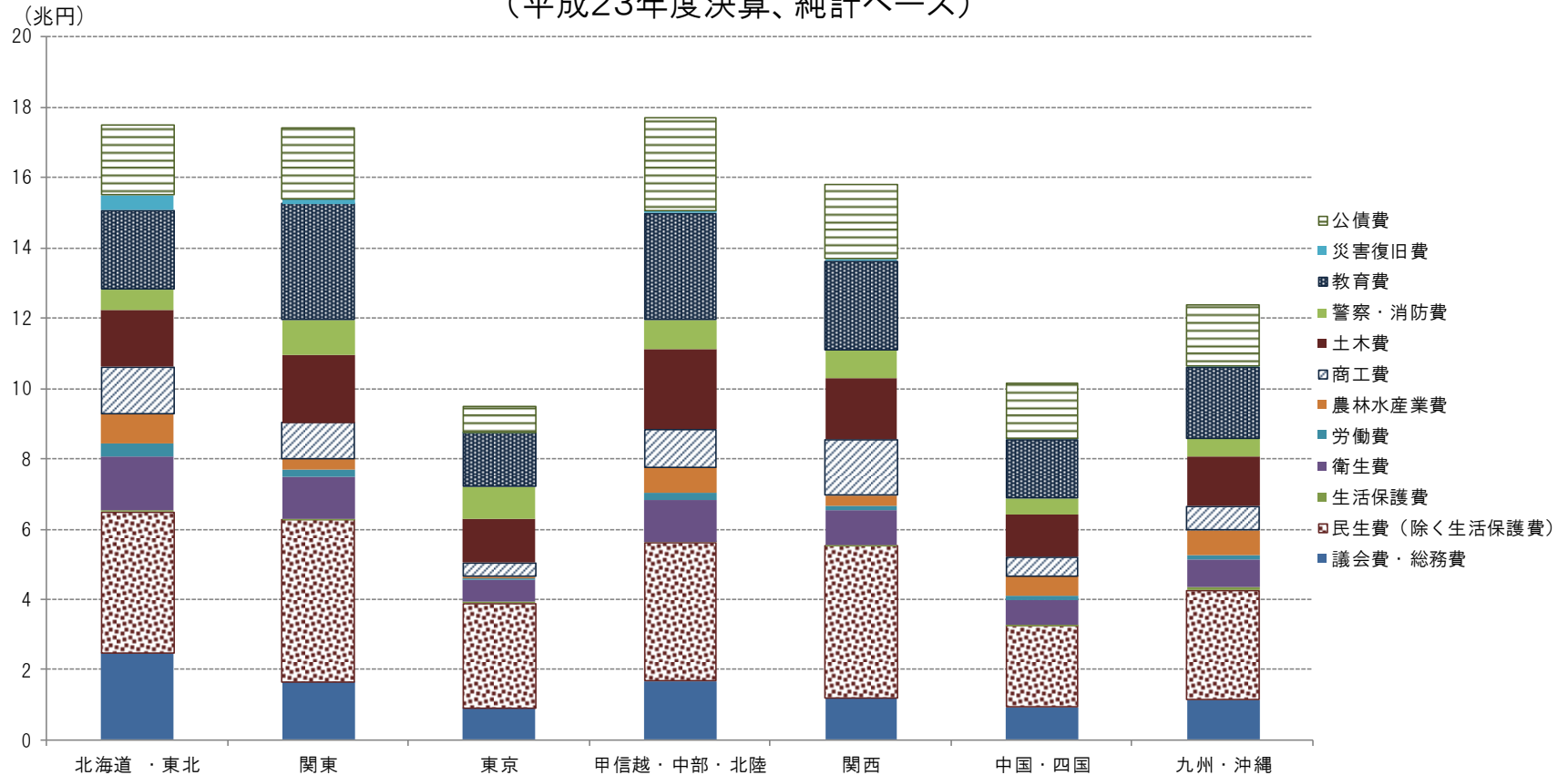
（資料）財務省『平成23年度租税及び印紙収入決算額調』を基に日本総合研究所作成。

粗い試算結果

- 歳出・歳入組み替えの対象となる都道府県・市町村の個別の財政統計で、現行統計上、把握されているのは決算ベースの計数のみ
→ここでは、最新の平成23年度決算の計数(国・各地方公共団体)を基に、試算実施
- 平成23年度時点における国・地方の財政収支は約▲46兆円(国が▲46.5兆円、地方が+0.5兆円<復旧・復興対策の経費・財源を含むベース>)
これを、わが国全体の財政制約、と捉えた場合、「国のかたちの刷新」によって、この財政制約が、州政府ごと、中央政府によって、どのように分担して認識されることになるのか？
 - *「国のかたちの刷新」=政府機能を組み替えること自体は、財政収支改善の“魔法”ではない
 - *財政制約を、より小さい政府単位で分担して認識することによって、各地域の特性に合った、最適な歳出、歳入の意思決定をしやすくなるかどうか

- 7つの州政府に組み替えると想定した場合の、平成23年度時点における各州政府の歳出規模、および主な内訳は以下の通り(平成23年度決算計数ベース)

(図表)7つの州政府別の内訳別歳出の状況
(平成23年度決算、純計ベース)

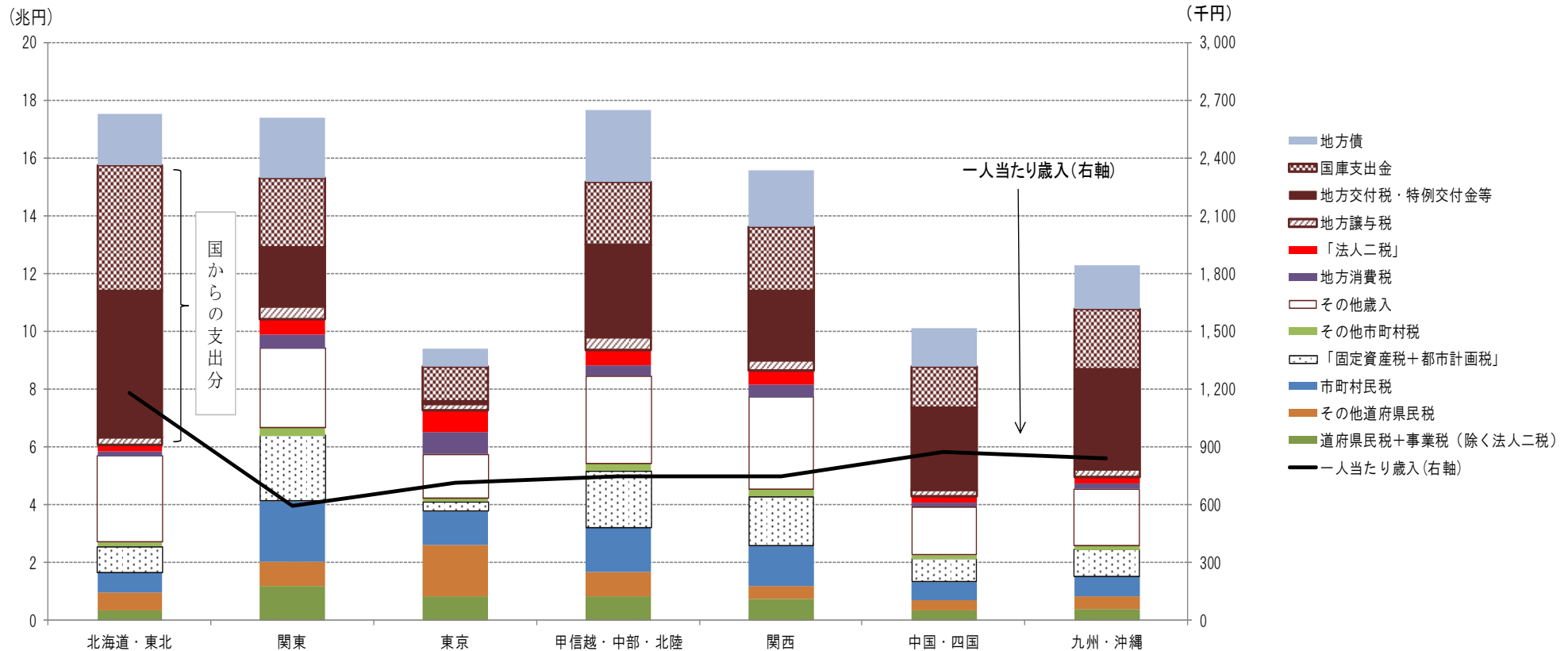


(資料) 総務省『平成23年度 都道府県決算状況調』、『平成23年度 市町村別決算状況調』を基に日本総合研究所作成。

(注) 地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を歳入に計上しているため、歳出には、地方消費税清算金は計上されない。

- 7つの州政府の現在の歳入の内訳は以下の通り(平成23年度決算計数ベース)

(図表)7つの州政府別の内訳別歳入の状況
(平成23年度決算、純計ベース)

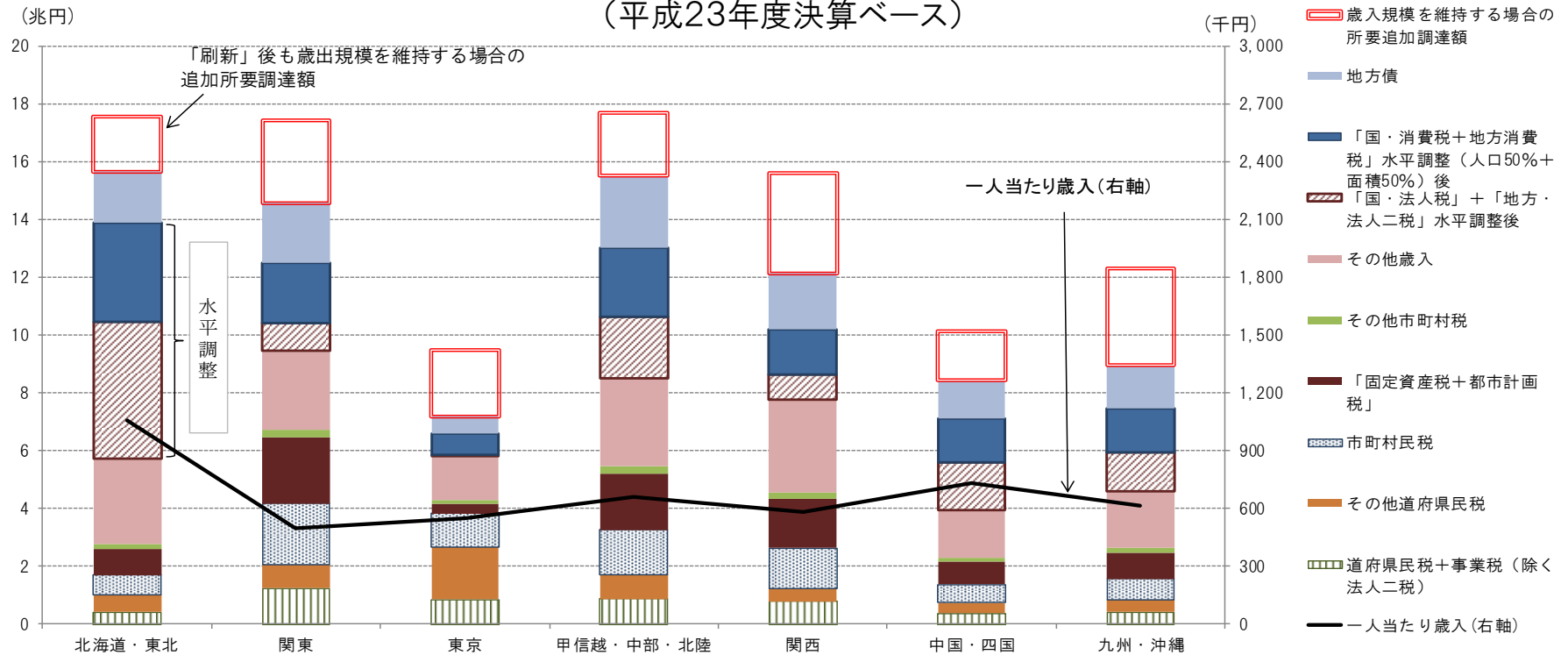


(資料) 総務省『平成23年度 地方財政状況調査』開示データ、『平成23年度 都道府県決算状況調』、『平成23年度 市町村別決算状況調』を基に日本総合研究所が試算。

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額で、地方消費税清算金は計上されない。

- 「刷新」によって、地方交付税や国庫負担金を廃止する(▲37兆円)代わりに、「法人税+法人二税」は財政力見合い(面積)で水平調整配分、「消費税」+「地方消費税」は人口・財政力見合い(各5割)で水平配分する(20兆円)こととすれば、各州政府の歳入は次のような姿に

(図表)「刷新」後の7つの州政府の内訳歳入の試算結果
(平成23年度決算ベース)



(資料) 総務省『平成23年度 地方財政状況調査』開示データ、『平成23年度 都道府県決算状況調』、『平成23年度 市町村別決算状況調』を基に日本総合研究所が試算。
(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額で、地方消費税清算金は計上されない。

- 仮に、各州政府が現状の歳出規模を確保しようとするのであれば、追加的に2～3兆円程度の州債の新規発行が必要に(全国合計で17兆円程度)
- さらに、従来の国から移管される事務を引き受けることに伴う負担分(単純には、約32兆円規模を7州で分担。ただし、州の判断で効率化が可能か?)も、追加の新規州債でまかなうことに
 - このほか、「刷新」前に発行した国債の償還コストの、中央・各州での分担も要検討
- 州政府としては、自らの判断で、各分野の歳出に優先順位やメリハリをつけ、不要な歳出をカットすることが容易に
- 各州(地域)の特性を活かして重点的な政策運営を行い、経済の活性化、ひいては税源の涵養につなげることも可能に

国全体として45兆円の財政制約(プランA)、画一的な政策の優先順位と、

州政府ごとに2～3兆円＋数兆円程度、ただし柔軟に縮小も可能な財政制約、柔軟度の高い政策の優先順位(プランB)、

—わが国にとって、どちらの方向が望ましいか？

3. いつから財政再建に取り組めばよいか

- 不測の金利上昇に対する耐久力があれば、財政再建を急ぐ必要はないかもしれず。
- 実際には、わが国財政に、この「耐久力」は乏しい。金利上昇が始まってからでは遅きに失する可能性も
 - －耐久力の決定要因1 : 毎年度の国債発行による**所要調達額の規模**(GDP比60%)
 - ①そもそも国債残高規模と、
 - ②国債の調達構造(短期国債と長期国債の配分)で決定
 - －耐久力の決定要因2 : **財政赤字の幅**(GDP比10%弱)
 - 市場参加者のセンチメントが変化し始めたケースにおいて、「信認」をつなぎとめるためには、債務残高規模の増加傾向を、短期間で実際に止めてみせることが必要に。
 - ＝財政赤字幅相当の緊縮策を、短期間で実行することが必要

わが国にとって、安定的な財政運営を中長期的に確保するための財政再建のハードルは極めて高い

一刻も早く検討に着手し、国を挙げて議論を深めてコンセンサスを形成し、段階的に実行に着手していくことが求められる